

－医療情報取得加算について－

令和 6 年 12 月より「医療情報取得加算」として、以下の通り診療報酬点数を算定いたします。

- 初診時
医療情報取得加算 1点
- 再診時(3 月に 1 回限りの算定)
医療情報取得加算 1点

令和 6 年 12 月 2 日より保険証の新規発行は終了しましたが、現在のお手元にある保険証については有効期間内、又は令和 7 年 12 月 1 日まで使用できますが、順次マイナカードへの紐づけをよろしくお願いいたします。

今後も引き続きマイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。

金子歯科クリニック
院長 金子 泰雄